

生活排水対策の枠組みについて

県民の生活環境の保全等に関する条例 (H15.3.25 公布、H15.10.1 施行)

第三節 生活排水対策

(生活排水対策に関する施策の実施等)

第八十三条 県は、生活排水対策に係る広域にわたる施策を総合的かつ計画的に実施するものとする。

2 知事は、生活排水対策に関する基本方針を定めるものとする。

3 前項の基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 生活排水対策についての県民及び事業者に対する啓発に関する事項
- 二 市町村が実施する生活排水対策に関する施策の総合調整に関する事項
- 三 その他生活排水対策に関し必要な事項

4 知事は、前項の基本方針を策定し、又は変更したときは、これを公表するものとする。

(生活排水を排出する者の責務等)

第八十四条 生活排水を排出する者は、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁の防止を図るため、調理くず、廃食用油等の適正な処理、洗剤の適正な使用その他の生活排水対策を自主的に行うとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、公共用水域の水質に対する生活排水による汚濁の負荷の低減を図るため、公共用水域の水質の保全に配慮した製品の開発及び製造その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、県が実施する生活排水対策に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(生活排水の適正な処理)

第八十五条 公共下水道が整備されている区域及び下水道法第五条第一項第一号に規定する予定処理区域以外の区域において生活排水を排出する者は、合併処理浄化槽を設置し、又は生活排水の排水管を集合処理施設に接続することにより、生活排水を適正に処理するよう努めなければならない。

(市町村に対する支援)

第八十六条 県は、市町村に対し、合併処理浄化槽の設置その他の生活排水対策を推進するために必要な技術的支援その他支援を行うよう努めるものとする。

「生活排水対策に関する基本方針」

(1) 県民運動の推進

- ア 多様な啓発事業の展開
- イ 「クリーン排水推進月間」等における啓発事業の実施
- ウ 年間における実施計画の策定

(2) 県民に対する啓発

- ア 実践活動の普及及び定着化
- イ 合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進
- ウ 浄化槽の適正な維持管理
- エ 下水道整備地域における早期接続
- オ 農業集落排水施設等整備地域における早期接続

(3) 事業者に対する啓発

- ア 浄化槽の製造業者、建築設計業者及び建設業者
- イ 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者
- ウ 洗剤の製造業者及び販売業者
- エ 日用品販売業者
- オ ちゅう房機器製造業者

(4) 生活排水対策関係法令の周知

- ア 水質汚濁防止法
- イ 浄化槽法
- ウ 下水道法
- エ 県民の生活環境の保全等に関する条例

(1) 生活排水処理施設の整備の促進

(2) 市町村における生活排水処理施設整備に関する協力・支援

(3) 生活排水対策重点地域を有する市町村間における調整及び協力・支援

(4) 市町村に対する技術的支援及びその他の支援

(1) 生活排水対策関係団体との連携

(2) 生活排水対策に関する情報の収集及び提供

(3) 生活排水対策に関する調査・研究及び処理技術の開発